

株 主 各 位

神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
株 式 会 社 コ ナ カ
取締役社長 湖 中 謙 介

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記のご案内にしたがって2022年12月21日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
当社本店 5階 会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第49期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
【お願い】

新型コロナウイルスの感染再拡大を防止するため、議決権は書面又はインターネット等により行使することをご検討ください。感染予防の観点から、当日は会場に隣接するロビーでの茶菓のご提供を中止させていただきます。

なお、ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.konaka.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしておりません。  
従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.konaka.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**【株主総会参考書類等の電子提供に関するお知らせ】**


2022年9月1日に、株主総会参考書類等の電子提供制度を定めた改正会社法が施行され、すべての上場会社に適用されました。これに伴い、2023年3月以降に開催される株主総会につきましては、株主総会参考書類等を自社のウェブサイト等に掲載し、株主様には、当該ウェブサイトへのアクセス方法を記載した簡易な招集ご通知をお届けすることになります。

ただし、株主総会参考書類等を書面で受領することを希望される株主様は、その旨のお申し出（「書面交付請求」といいます）をしていただくことも可能です。書面交付請求のお手続きは、株主総会の基準日（定時株主総会であれば毎事業年度の末日）までお願いいたします。詳しくは、口座を開設されている証券会社、もしくは当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。  
議決権を行使されるには、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月22日（木曜日）  
午前10時00分  
(受付開始：午前9時00分)




**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年12月21日（水曜日）  
午後5時30分  
到着分まで



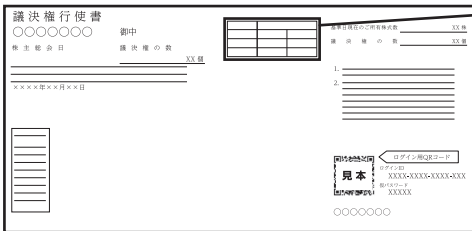
**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月21日（水曜日）  
午後5時30分  
入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
○●○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XXXX  
XXXX年XX月XX日

議決権行使の可否を記入  
議決権の数 XXXX

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

印刷された席番(←)と自分の席番(→)を  
一致させる  
見本  
席番 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
席番 XXXXX

○●○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、2、4、5号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第3号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

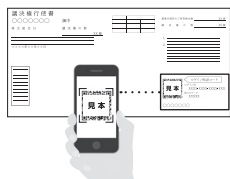
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

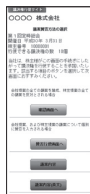
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

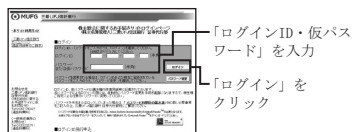
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

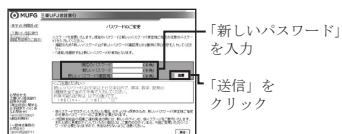
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の断続的な拡大に個人消費が影響を受け続け、昨年末に見られた持ち直しの動きが本年1月以降の第6波により再び停滞するなど、一進一退を繰り返しましたが、その度合いは小幅に転じつつあります。一方で、地政学リスクや為替リスクの顕在化に伴い、原材料価格や物流費等が軒並み上昇しており、先行きに対する懸念要因が増加しております。

このような状況のもと、主力となるファッション事業においては、月次の売上高と客数が期を通じて前年同月を上回り続け、特に第3四半期以降は回復の足取りが力強くなりました。まだ全社的には、コロナ禍以前の2019年9月期の業績にまでは及ばないものの、この間のオーダースーツ市場の成長に後押しされ、当社においてもオーダー事業が業績改善を牽引しております。「DIFFERENCE」では、国内に構築した生産背景を強みに安定的な供給を続け、未出店地域を中心に百貨店への出店を進めるとともに高級生地取扱高も増加させるなど、新規のお客様を増やしながら客単価も向上させました。また、「コナカ」「フタタ」及び「SUIT SELECT」では、冠婚葬祭や各種イベントの再開を受けてフォーマルウェアの売上げが好調に推移し、業績を底支えしました。この結果、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの当連結対象期間（2021年9月1日から2022年8月31日）を含め、売上高は606億19百万円（前期は560億44百万円）となりました。

フードサービス事業につきましては、「かつや」の新メニューやメディアと連動した販促活動の効果等により、ほぼ計画通りに推移し、売上高は17億13百万円（前期は17億11百万円）となりました。

教育事業につきましては、コロナ禍の影響を吸収したうえ、児童発達支援スクール「コペルプラス」の展開も開始し、売上高は8億41百万円（前期は8億28百万円）となりました。

グループの店舗数につきましては、サマンサタバサグループで9店舗、フタタを1店舗、SUIT SELECTを5店舗、DIFFERENCEを4店舗、縁を2店舗、コペルプラスを1店舗、合計22店舗を新規に出店いたしました。一方、期間満了や移転等により37店舗を退店し、761店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は631億74百万円（前期は585億84百万円）、営業損失は株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの営業損失20億21百万円を取り込んだ結果、32億55百万円（前期は営業損失78億25百万円）、経常損失は21億93百万円（前期は経常損失65億16百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は32億31百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失19億38百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益認識の会計処理が異なるため、上記の損益状況に関する説明において増減額及び前期比（%）を記載せずに説明しております。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

| 商 品 別      | 金 額    | 構 成 比 |
|------------|--------|-------|
|            | 百万円    | %     |
| 重 衣 料      | 20,478 | 32.4  |
| 中 衣 料      | 6,555  | 10.4  |
| 軽 衣 料      | 9,255  | 14.7  |
| 服 飾 雑 貨    | 23,875 | 37.8  |
| そ の 他      | 454    | 0.7   |
| ファッション事業計  | 60,619 | 96.0  |
| フードサービス事業計 | 1,713  | 2.7   |
| 教育事業計      | 841    | 1.3   |
| 合 計        | 63,174 | 100.0 |

- (注) 1. 重衣料…スーツ・フォーマル・イーゼルオーダー・コート  
 2. 中衣料…ジャケット・ボトムス・アウター  
 3. 軽衣料…カジュアル・ワイシャツ・ネクタイ・アンダーウェア  
 4. 服飾雑貨…シューズ・バッグ・ジュエリー・アクセサリー  
 5. そ の 他…サービスの提供等

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、敷金及び保証金並びにソフトウェアを含め13億50百万円であります。その主たるものは、新規出店及び既存店舗の改装に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 46 期<br>(2019年9月期) | 第 47 期<br>(2020年9月期) | 第 48 期<br>(2021年9月期) | 第 49 期<br>当連結会計年度<br>(2022年9月期) |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 60,698               | 47,842               | 58,584               | 63,174                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 (百万円) | 5,344                | 12,948               | 1,938                | 3,231                           |
| 1株当たり当期純損失 (円)                | 183.54               | 444.71               | 66.56                | 110.99                          |
| 総 資 産 (百万円)                   | 67,556               | 69,486               | 58,835               | 54,307                          |
| 純 資 産 (百万円)                   | 42,862               | 32,014               | 25,051               | 19,797                          |
| 1株当たり純資産額 (円)                 | 1,440.64             | 982.69               | 801.70               | 657.10                          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

## (3) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                       | 資 本 金                 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容   |
|-----------------------------|-----------------------|----------|-----------------|
| コナカエンタープライズ株式会社             | 95百万円                 | 100.0%   | フードサービス事業及び教育事業 |
| 株 式 会 社 ア イ ス テ ッ チ         | 10百万円                 | 100.0%   | ファッション事業        |
| 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド        | 2,132百万円              | 59.1%    |                 |
| 株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド      | 19百万円                 | (59.1%)  |                 |
| KONAKA (THAILAND) CO., LTD. | 351百万 <sup>ペー</sup> ツ | 100.0%   |                 |

(注) 1. 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め12社であり、前連結会計年度末と比較して清算終了により1社減少しております。

### ② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、内外の社会経済情勢に不透明感が漂う中、新型コロナウイルス感染症についても終息にまでは至らず、それらの影響を織り込んで運営していくことが一段と重要になると思われまます。当社では、ビジネスウェア市場における需要動向の変化を捉えて、店舗政策を含む事業ポートフォリオの見直しを進めておりますが、中でも一人当たり売上高や坪当たり売上高等の経営効率に優れ、在庫負担や出店投資も相対的に軽いDIFFERENCEへの経営資源のシフトを加速させてまいります。また、グループにおいても、取扱商品やお客様の性別・年齢層等の構成が互いに異なる株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドとの間で、補完的且つバランスの取れたポートフォリオを構築していくことにより、業績の改善と安定に全力で取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社グループは、当社及び子会社15社により構成され、ファッション事業、フードサービス事業及び教育事業を主な内容として事業活動を展開しております。

#### (6) 主要な営業所及び店舗 (2022年9月30日現在)

| 会 社 名                       | 所 在 地      | 店 舗 数 |
|-----------------------------|------------|-------|
| 当 社 ( 株 式 会 社 コ ナ カ )       | 神奈川県横浜市戸塚区 | 431   |
| コナカエンタープライズ株式会社             | 神奈川県横浜市戸塚区 | 28    |
| 株 式 会 社 ア イ ス テ ッ チ         | 神奈川県横浜市戸塚区 | 14    |
| 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド        | 東京都港区      | 236   |
| 株式会社バーネデストローズジャパンリミテッド      | 東京都港区      | 45    |
| KONAKA (THAILAND) CO., LTD. | タイ王国バンコク都  | 7     |



(7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分      | 従業員数            | 前連結会計年度末比増減   |
|-----------|-----------------|---------------|
| ファッション事業  | 2,078 (1,136) 名 | 154名減 (143名減) |
| フードサービス事業 | 25 (152) 名      | 6名増 (9名減)     |
| 教育事業      | 74 (27) 名       | 5名増 (1名減)     |
| 全社(共通)    | 330 (44) 名      | 8名増 (5名増)     |
| 計         | 2,507 (1,359) 名 | 135名減 (148名減) |

- (注) 1. 従業員数は、就業員数であり、契約社員及びパートタイマー（1名当たり1日8時間換算）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 区分 | 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----|--------|-----------|-------|--------|
| 男性 | 886名   | 41名減      | 42.0歳 | 19.2年  |
| 女性 | 209名   | 12名減      | 31.7歳 | 8.4年   |
| 計  | 1,095名 | 53名減      | 40.0歳 | 17.1年  |

- (注) 従業員数には、社外への出向者（2名）、契約社員（263名）及びパートタイマー（期中平均雇用人員519名・1名当たり1日8時間換算）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 11,882百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 3,834     |
| 株式会社横浜銀行     | 2,107     |
| 株式会社りそな銀行    | 2,034     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,669     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 429       |

- (注) 上記、借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 31,146,685株
- ③ 株主数 27,708名

### ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                      | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,433    | 8.36     |
| 湖中謙介                     | 2,238    | 7.69     |
| コナカ従業員持株会                | 1,721    | 5.91     |
| 湖中博達                     | 942      | 3.24     |
| 甲陽ハウジング有限会社              | 798      | 2.74     |
| 昭和住宅株式会社                 | 783      | 2.69     |
| 株式会社三井住友銀行               | 754      | 2.59     |
| 湖中雄介                     | 695      | 2.39     |
| 湖中龍介                     | 656      | 2.25     |
| 有限会社ワイアンドイー              | 638      | 2.19     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,031千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (2,031千株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年9月30日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

| 会社における地位             | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                    |
|----------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長CEO<br>グループ代表 | 湖 中 謙 介   | コナカエンタープライズ株式会社取締役<br>株式会社アイステッチ取締役<br>株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド取締役<br>KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Representative Director President |
| 取締役専務執行役員COO         | 古 屋 幸 二   | 経営企画室長兼店舗開発部長                                                                                                                   |
| 取締役執行役員CMO           | 中 川 和 幸   | 商品事業本部長兼コナカ事業本部長                                                                                                                |
| 取締役執行役員              | 湖 中 龍 介   | 管理本部副本部長兼財務部長<br>株式会社アイステッチ監査役                                                                                                  |
| 取 締 役                | 太 田 彩 子   | 株式会社ベレフェクト代表取締役<br>SREホールディングス株式会社社外取締役<br>株式会社クルーパー社外取締役                                                                       |
| 取 締 役                | 大 門 あ ゆ み | 法律事務所UNSEEN代表弁護士<br>弁護士法人UNSEEN社員<br>株式会社フィックスポイント社外取締役                                                                         |
| 常 勤 監 査 役            | 湖 中 博 達   |                                                                                                                                 |
| 監 査 役                | 森 田 洋 一   |                                                                                                                                 |
| 監 査 役                | 前 田 隆 夫   | 公益財団法人大田区スポーツ協会監事<br>株式会社日本国際放送監査役                                                                                              |

- (注) 1. 取締役太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役森田洋一氏及び前田隆夫氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役前田隆夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。  
 ① 2021年12月23日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、取締役土屋繁之氏及び門田剛氏は任期満了により退任いたしました。  
 ② 2021年12月23日開催の第48期定時株主総会において、大門あゆみ氏は新たに取締役  
 に選任され就任いたしました。  
 5. 当社は、太田彩子氏、大門あゆみ氏、森田洋一氏及び前田隆夫氏を東京証券取引所の  
 定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨定款に定めております。当該規定に基づき、当社と社外取締役は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は9割を当社、1割を取締役及び監査役が負担しております。当該保険契約により、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### (a) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |         |        | 員 数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|------------------|---------|--------|------------|
|                    |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 78<br>(8)       | 78<br>(8)        | —       | —      | 7<br>(2)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 20<br>(7)       | 20<br>(7)        | —       | —      | 3<br>(2)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 99<br>(15)      | 99<br>(15)       | —       | —      | 10<br>(4)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2021年12月23日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名（うち1名は無報酬）を含めて記載しているためであります。

- (b) **取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**  
2006年12月15日開催の第33期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額35百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であります。
- (c) **取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等**  
当社の取締役の報酬については、企業価値の中長期的・持続的な向上を目的として、職責に応じた適正な水準とすることとし、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。具体的には、金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。取締役会において報酬の総額を決議したうえで、その配分の決定を代表取締役社長に委任しております。  
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- (d) **取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**  
取締役会は、代表取締役社長湖中謙介氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

- (a) **他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**  
取締役太田彩子氏は、株式会社バレットの代表取締役、SREホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社クルーバーの社外取締役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。  
取締役大門あゆみ氏は、法律事務所UNSEENの代表弁護士、弁護士法人UNSEENの社員及び株式会社フィックスポイントの社外取締役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。  
監査役前田隆夫氏は、公益財団法人大田区スポーツ協会の監事並びに株式会社日本国際放送の監査役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## (b) 当事業年度における主な活動状況

| 氏名        | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 太田 彩子 | 当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席しております。企業経営経験に加えて、人材育成や多様性推進に関する豊富な知識と経験を活かし、指名委員会及び報酬委員会の委員として、スキル・マトリックスの作成や取締役会サクセッションの検討、株式報酬の導入に関する答申を行うなど、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するための適切な役割を果たしております。               |
| 取締役 大門あゆみ | 2021年12月23日就任以降、当事業年度開催の取締役会17回のうち全てに出席しております。弁護士としての専門的知見に加えて、その活動の中で培った深い洞察力を活かし、指名委員会及び報酬委員会の委員として、スキル・マトリックスの作成や取締役会サクセッションの検討、株式報酬の導入に関する答申を行うなど、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 森田 洋一 | 当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、行政機関における豊富な経験と高い見識から必要に応じて適宜、必要な発言を行っております。                                                                                               |
| 監査役 前田 隆夫 | 当事業年度開催の取締役会22回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                             |

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 仁智監査法人

### ② 報酬等の額

| 区分                                  | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 49百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 49百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及びKONAKA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

### ④ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2022年5月31日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- (a) 処分対象  
仁智監査法人
- (b) 処分の内容
  - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止1年  
(2022年6月1日から2023年5月31日)
  - ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- (c) 処分の理由  
監査法人の運営が著しく不当と認められた

### (5) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 内部統制システムの一環として社長直轄の監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う
  - (b) 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっている
  - (c) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制の一環として内部通報制度を整備し運用を行う
  - (d) 会社規則の制定及び運用状況の検証を行う

**② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- (a) 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を規程に従い適切に保存・管理する
- (b) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、主としてシステム面から、効果的な情報セキュリティ施策を推進する
- (c) 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施及び管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理及び指紋認証による入室管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する

**③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (a) リスク管理については、リスク管理規程、災害対策規程、危機管理マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う
- (b) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (a) 定例の取締役会を毎月開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行う
- (b) 業務執行体制としては執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確に分離する
- (c) 「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完する機関として、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月1回定例開催し、特に必要ある場合は随時開催して、関係会社を含めた経営課題の検討や報告をする
- (d) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する

**⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (a) 「経理部」にて子会社及び関連会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の内容面についても適正を確保する体制をとる
- (b) 中期経営計画、予算管理規程に基づき、グループ全体及び各関係会社の予算・業績管理を実施する



- (c) グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、必要に応じて会議を開催して多面的な検討を得て慎重に決定する仕組みを設ける

**⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

コンプライアンス室が監査役の職務を補助する。なお、補助する職務の内容により、専任の使用人が必要となった場合には、取締役と監査役が意見交換をする

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

- (a) 監査役は、補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることができる体制をとる
- (b) 監査役補助者の賃金、その他の報酬についても監査役の同意を得たうえ、取締役会で決定する
- (c) 監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、業務の遂行に当たって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けないものとする

**⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする

- (a) 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- (b) 当社及びグループ会社の業績状況
- (c) 経営会議で審議・報告された案件
- (d) 監査室が実施した内部監査の結果
- (e) 品質の欠陥に関する事項（製品の瑕疵、異物混入、その他）
- (f) その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに取締役及び使用人へ周知徹底する

⑩ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行に際し、監査役の円滑な監査活動を行うための体制を保証するものとし、監査業務に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく当社の負担とする

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞なく報告する
- (b) 代表取締役と常勤監査役にて、月1回程度意見交換を行う
- (c) 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

健全な社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとする。また、あらゆる暴力を排除し企業防衛を図ることを目的として「神奈川県企業防衛対策協議会」に加盟し情報収集に努めるとともに、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等と密接に連携し、迅速且つ組織的に対処できる体制を構築する

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取り組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況をコンプライアンス室に報告し、問題点を把握した場合若しくは疑義がある場合は監査役会に報告するとともに協議を行っております。

## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |          | 負 債 の 部        |          |
|-----------------|----------|----------------|----------|
| 科 目             | 金 額      | 科 目            | 金 額      |
| <b>流動資産</b>     | [26,533] | <b>流動負債</b>    | [23,625] |
| 現金及び預金          | 6,744    | 支払手形及び買掛金      | 1,641    |
| 売掛金             | 2,532    | 電子記録債務         | 2,045    |
| 商品及び製品          | 15,499   | 短期借入金          | 13,562   |
| 仕掛品             | 1        | 1年内返済予定の長期借入金  | 658      |
| 原材料及び貯蔵品        | 286      | 未払金            | 141      |
| その他             | 1,469    | 未払費用           | 2,772    |
| 貸倒引当金           | △0       | 未払法人税等         | 422      |
| <b>固定資産</b>     | [27,773] | 未払消費税等         | 569      |
| <b>有形固定資産</b>   | (14,607) | 契約負債           | 994      |
| 建物及び構築物         | 3,842    | 賞与引当金          | 420      |
| 機械装置及び運搬具       | 18       | その他            | 396      |
| 工具、器具及び備品       | 274      | <b>固定負債</b>    | [10,885] |
| 土地              | 10,409   | 長期借入金          | 7,738    |
| リース資産           | 35       | 長期未払金          | 56       |
| 建設仮勘定           | 27       | 繰延税金負債         | 1,453    |
| <b>無形固定資産</b>   | (1,418)  | 退職給付に係る負債      | 606      |
| 商標権             | 1,090    | ポイント引当金        | 37       |
| 電話加入権           | 13       | 長期預り保証金        | 668      |
| その他             | 314      | その他            | 323      |
| <b>投資その他の資産</b> | (11,746) | <b>負債合計</b>    | 34,510   |
| 投資有価証券          | 2,932    | <b>純資産の部</b>   |          |
| 長期貸付金           | 659      | <b>株主資本</b>    | [17,770] |
| 敷金及び保証金         | 7,638    | 資本金            | 5,305    |
| 退職給付に係る資産       | 399      | 資本剰余金          | 13,253   |
| その他             | 158      | 利益剰余金          | 2,553    |
| 貸倒引当金           | △42      | 自己株式           | △3,342   |
| <b>資産合計</b>     | 54,307   | その他の包括利益累計額    | [1,361]  |
|                 |          | その他有価証券評価差額金   | 1,481    |
|                 |          | 為替換算調整勘定       | △46      |
|                 |          | 退職給付に係る調整累計額   | △73      |
|                 |          | 非支配株主持分        | [665]    |
|                 |          | <b>純資産合計</b>   | 19,797   |
|                 |          | <b>負債純資産合計</b> | 54,307   |

# 連結損益計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 63,174 |
| 売上原価            |       | 27,125 |
| 売上総利益           |       | 36,048 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 39,304 |
| 営業外収益           |       | 3,255  |
| 受取利息            | 14    |        |
| 受取配当金           | 32    |        |
| 不動産賃貸料          | 482   |        |
| 為替差益            | 215   |        |
| 雇用調整助成金         | 357   |        |
| その他             | 278   | 1,382  |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 170   |        |
| 不動産賃貸費用         | 84    |        |
| その他             | 64    | 319    |
| 経常損失            |       | 2,193  |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 112   |        |
| 投資有価証券売却益       | 49    | 162    |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産除却損失        | 8     |        |
| 減損損失            | 1,809 |        |
| 店舗閉鎖損失          | 61    |        |
| その他             | 21    | 1,899  |
| 税金等調整前当期純損失     |       | 3,930  |
| 法人税、住民税及び事業税    |       | 297    |
| 法人税等調整額         |       | △23    |
| 当期純損失           |       | 4,204  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |       | 972    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |       | 3,231  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2021年10月1日期首残高                | 5,305   | 13,253    | 6,349     | △3,342  | 21,565      |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |         |           | 18        |         | 18          |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高     | 5,305   | 13,253    | 6,367     | △3,342  | 21,584      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △582      |         | △582        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失               |         |           | △3,231    |         | △3,231      |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         | -           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -         | △3,813    | △0      | △3,814      |
| 2022年9月30日期末残高                | 5,305   | 13,253    | 2,553     | △3,342  | 17,770      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                  |                   | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産<br>計 |
|-------------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |                  |            |
| 2021年10月1日期首残高                | 1,698                 | 47       | 30               | 1,776             | 1,708            | 25,051     |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |                       |          |                  |                   | 5                | 23         |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高     | 1,698                 | 47       | 30               | 1,776             | 1,714            | 25,074     |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |          |                  |                   |                  |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |          |                  | -                 |                  | △582       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失               |                       |          |                  |                   | -                | △3,231     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |          |                  |                   | -                | △0         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △217                  | △93      | △103             | △414              | △1,048           | △1,463     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △217                  | △93      | △103             | △414              | △1,048           | △5,277     |
| 2022年9月30日期末残高                | 1,481                 | △46      | △73              | 1,361             | 665              | 19,797     |

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |          | 負 債 の 部        |          |
|-----------------|----------|----------------|----------|
| 科 目             | 金 額      | 科 目            | 金 額      |
| <b>流動資産</b>     | [15,060] | <b>流動負債</b>    | [15,547] |
| 現金及び預金          | 3,711    | 支払手形           | 1        |
| 売掛金             | 1,267    | 電子記録債務         | 1,911    |
| 商品及び製品          | 8,719    | 買掛金            | 659      |
| 原材料及び貯蔵品        | 172      | 短期借入金          | 9,439    |
| 前渡金             | 117      | 1年内返済予定の長期借入金  | 230      |
| 前払費用            | 388      | 未払金            | 74       |
| 関係会社短期貸付金       | 326      | 未払費用           | 1,164    |
| その他             | 357      | 未払法人税等         | 288      |
| <b>固定資産</b>     | [26,343] | 契約負債           | 837      |
| <b>有形固定資産</b>   | (9,075)  | 預り金            | 28       |
| 建物              | 1,528    | 賞与引当金          | 194      |
| 構築物             | 27       | その他の           | 718      |
| 工具、器具及び備品       | 151      | <b>固定負債</b>    | [2,444]  |
| 土地              | 7,312    | 長期未払金          | 42       |
| その他             | 55       | 繰延税金負債         | 1,075    |
| <b>無形固定資産</b>   | (7)      | 退職給付引当金        | 539      |
| 借地権             | 0        | 関係会社事業損失引当金    | 84       |
| その他の            | 6        | 預り保証金          | 631      |
| <b>投資その他の資産</b> | (17,260) | その他の           | 71       |
| 投資有価証券          | 2,904    | <b>負債合計</b>    | 17,992   |
| 関係会社株式          | 5,020    | <b>純資産の部</b>   |          |
| 長期貸付金           | 3,402    | <b>株主資本</b>    | [21,930] |
| 長期前払費用          | 19       | 資本金            | (5,305)  |
| 敷金              | 4,680    | 資本剰余金          | (14,745) |
| 保証金             | 1,027    | 資本準備金          | 14,745   |
| 前払年金費用          | 458      | <b>利益剰余金</b>   | (5,221)  |
| その他             | 84       | 利益準備金          | 370      |
| 貸倒引当金           | △337     | その他利益剰余金       | 4,851    |
| <b>資産合計</b>     | 41,404   | 圧縮記帳積立金        | 244      |
|                 |          | 繰越利益剰余金        | 4,607    |
|                 |          | <b>自己株式</b>    | (△3,342) |
|                 |          | 評価・換算差額等       | [1,481]  |
|                 |          | その他有価証券評価差額金   | (1,481)  |
|                 |          | <b>純資産合計</b>   | 23,411   |
|                 |          | <b>負債純資産合計</b> | 41,404   |

# 損 益 計 算 書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金     | 額      |
|-----------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                       |       | 33,937 |
| 売 上 原 価                     |       | 13,419 |
| 売 上 総 利 益                   |       | 20,518 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |       | 21,936 |
| 営 業 損 失                     |       | 1,417  |
| 営 業 外 収 益                   |       |        |
| 受 取 利 息                     | 38    |        |
| 受 取 配 当 金                   | 32    |        |
| 不 動 産 賃 貸 料                 | 401   |        |
| 雇 用 調 整 助 成 金               | 232   |        |
| そ の 他                       | 225   | 930    |
| 営 業 外 費 用                   |       |        |
| 支 払 利 息                     | 43    |        |
| 為 替 差 損                     | 21    |        |
| 不 動 産 賃 貸 費 用               | 71    |        |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 4     |        |
| そ の 他                       | 8     | 148    |
| 経 常 損 失                     |       | 636    |
| 特 別 利 益                     |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 112   |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 0     | 113    |
| 特 別 損 失                     |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 5     |        |
| 減 損 損 失                     | 1,037 |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失                 | 57    | 1,101  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |       | 1,624  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     |       | 157    |
| 法 人 税 等 調 整 額               |       | 27     |
| 当 期 純 損 失                   |       | 1,809  |

## 株主資本等変動計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |        |         |       |           |        |         |         |        |        |
|-------------------------|---------|--------|---------|-------|-----------|--------|---------|---------|--------|--------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  |         |       | 利 益 剰 余 金 |        |         |         | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                         |         | 資本準備金  | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金  |        |         | 利益剰余金合計 |        |        |
|                         |         |        |         |       | 圧縮記帳積立金   | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 |         |        |        |
| 2021年10月1日期首残高          | 5,305   | 14,745 | 14,745  | 370   | 248       | 9,300  | △2,315  | 7,603   | △3,342 | 24,312 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |        |         |       |           |        | 10      | 10      |        | 10     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 5,305   | 14,745 | 14,745  | 370   | 248       | 9,300  | △2,305  | 7,613   | △3,342 | 24,322 |
| 事業年度中の変動額               |         |        |         |       |           |        |         |         |        |        |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |         |        | -       |       | △4        |        | 4       | -       |        | -      |
| 剰余金の配当                  |         |        | -       |       |           |        | △582    | △582    |        | △582   |
| 別途積立金の取崩                |         |        | -       |       |           | △9,300 | 9,300   | -       |        | -      |
| 当期純損失                   |         |        | -       |       |           |        | △1,809  | △1,809  |        | △1,809 |
| 自己株式の取得                 |         |        | -       |       |           |        |         | -       | △0     | △0     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |        | -       |       |           |        |         | -       |        | -      |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -      | -       | -     | △4        | △9,300 | 6,912   | △2,392  | △0     | △2,392 |
| 2022年9月30日期末残高          | 5,305   | 14,745 | 14,745  | 370   | 244       | -      | 4,607   | 5,221   | △3,342 | 21,930 |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 2021年10月1日期首残高          | 1,682        | 1,682      | 25,994 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        | -            | -          | 10     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 1,682        | 1,682      | 26,005 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |        |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |              | -          | -      |
| 剰余金の配当                  |              | -          | △582   |
| 別途積立金の取崩                |              | -          | -      |
| 当期純損失                   |              | -          | △1,809 |
| 自己株式の取得                 |              | -          | △0     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △201         | △201       | △201   |
| 事業年度中の変動額合計             | △201         | △201       | △2,593 |
| 2022年9月30日期末残高          | 1,481        | 1,481      | 23,411 |



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社 コナカ  
取締役会 御中

仁智監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 來 嶋 真 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 納 野 知 広  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コナカの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社 コナカ  
取締役会 御中

仁智監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 來 嶋 真 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 納 野 知 広  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コナカの2021年10月1日から2022年9月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

## 株式会社コナカ 監査役会

常 勤 監 査 役 湖 中 博 達 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 森 田 洋 一 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 前 田 隆 夫 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、第49期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円  
配当総額は291,154,030円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年12月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、後者は執行役員が分担しておりますが、役付執行役員を選定することを明確にするため変更案第33条（執行役員）を新設するとともに、現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）第2項に定める役付取締役を取締役社長及び取締役会長のみといたします。
- (3) 以上の変更のほか、新設された条文以降の条数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18条～第20条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第23条 (条文省略)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条～第49条 (条文省略)</p> | <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、<u>取締役会および執行役員</u></p> <p>第21条～第23条 (現行どおり)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>第25条～第32条 (現行どおり)<br/><u>(執行役員)</u></p> <p>第33条 <u>当社は取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第34条～第50条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p><br><p>(新 設)</p> | <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数   |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | こなか けんすけ<br>湖中謙介<br>(1960年10月16日生) | 1982年4月 日本テラー株式会社入社<br>1991年5月 当社と合併により、当社取締役<br>1999年12月 当社常務取締役<br>2003年2月 当社専務取締役<br>2005年10月 当社代表取締役社長<br>2018年12月 当社代表取締役社長CEO<br>2019年12月 当社代表取締役社長CEO<br>グループ代表（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>コナカエンタープライズ株式会社取締役<br>株式会社アイステッチ取締役<br>株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド取締役<br>KONAKA (THAILAND) CO., LTD.<br>Representative Director President                                                                        | 2, 238, 943株 |
| 2     | ふるや こうじ<br>古屋幸二<br>(1969年7月31日生)   | 1991年4月 酒田時計貿易株式会社入社<br>1998年9月 インターテックトレーディング株式会社<br>取締役<br>2002年1月 株式会社ホリ・エンタープライズ<br>ブランドマーケティング部長<br>2003年1月 同社キプリング事業部長<br>2013年9月 アガタ ジャパン株式会社営業本部長<br>2015年12月 同社営業本部長兼マーケティング部部长<br>2017年10月 同社取締役副社長<br>2018年10月 当社経営企画室部長<br>2019年2月 当社執行役員経営企画室部長<br>兼店舗開発部長<br>2019年12月 当社常務執行役員COO<br>経営企画室長兼店舗開発部長<br>2020年10月 当社専務執行役員COO<br>経営企画室長兼店舗開発部長<br>2020年12月 当社取締役専務執行役員COO<br>経営企画室長兼店舗開発部長（現任） | 4, 300株      |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | なかがわ かずゆき<br>中川和幸<br>(1972年5月20日生) | 1995年4月 当社入社<br>2013年10月 当社商品本部商品二部部長代理<br>2016年10月 当社執行役員商品本部商品二部長<br>2018年10月 当社執行役員商品事業本部長<br>2019年12月 当社取締役執行役員商品事業本部長<br>2021年12月 当社取締役執行役員CMO商品事業本部長<br>2022年3月 当社取締役執行役員CMO商品事業本部長<br>兼コナカ事業本部長(現任)                                                                                                                                                                                  | 8,400株         |
| 4         | こなか りゆうすけ<br>湖中龍介<br>(1976年6月26日生) | 2002年8月 当社入社<br>2016年10月 当社管理本部情報システム部部長代理<br>2018年10月 当社管理本部情報システム部長<br>2019年5月 当社執行役員管理本部副部長<br>兼情報システム部長兼人事担当<br>2019年12月 当社執行役員管理本部副部長<br>兼財務部長兼人事担当<br>2020年12月 当社取締役執行役員管理本部副部長<br>兼財務部長兼人事担当<br>2021年12月 当社取締役執行役員管理本部副部長<br>兼財務部長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アイステッチ監査役                                                                                                            | 656,275株       |
| 5         | おおた あやこ<br>太田彩子<br>(1975年9月12日生)   | 2001年6月 株式会社リクルート入社<br>2006年9月 株式会社ベレフェクト設立<br>代表取締役(現任)<br>2013年2月 一般社団法人営業部女子課の会設立<br>代表理事(現任)<br>2013年6月 株式会社CDG社外取締役<br>2014年9月 同社取締役経営企画部長<br>2015年6月 同社取締役ダイバーシティ推進室長<br>2017年3月 アライドアーキテクト株式会社<br>社外取締役<br>2018年12月 当社社外取締役(現任)<br>2022年6月 SREホールディングス株式会社<br>社外取締役(現任)<br>2022年6月 株式会社クルーパー社外取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ベレフェクト代表取締役<br>SREホールディングス株式会社社外取締役<br>株式会社クルーパー社外取締役 | 6,000株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | だいもん<br>大 門 あゆみ<br>(1983年10月11日生) | 2011年12月 弁護士登録<br>2012年8月 弁護士法人 法律事務所リエゾン（現法律事務所リエゾン）入所<br>2015年3月 文部科学省研究開発局参事官付<br>原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員<br>（主任和解仲介専門官）<br>2017年2月 法律事務所リエゾンパートナー<br>2019年2月 株式会社チャイルドビジョン社外監査役<br>2020年6月 法律事務所UNSEEN設立<br>代表弁護士（現任）<br>2020年12月 弁護士法人UNSEEN設立<br>社員（現任）<br>2020年12月 ERAWAKE株式会社設立<br>代表取締役（現任）<br>2021年4月 株式会社チャイルドビジョン・ホールディングス社外監査役<br>2021年12月 当社社外取締役（現任）<br>2022年7月 株式会社フィックスポイント社外取締役<br>（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>法律事務所UNSEEN代表弁護士<br>弁護士法人UNSEEN社員<br>株式会社フィックスポイント社外取締役 | 500株       |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏を社外取締役候補者とした理由並びに両氏に期待される役割は以下のとおりであります。
- (1) 太田彩子氏は企業経営経験に加えて、人材育成や多様性推進に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と人的資本経営推進の観点から適切な助言をいただくことを期待したためであります。
- (2) 大門あゆみ氏は弁護士としての専門的知見に加えて、法律事務所を設立し、依頼者に安心感を提供する活動に軸足を置く中で培った深い洞察力を有していることから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と働きやすい職場づくりの見地から適切な助言をいただくことを期待したためであります。
4. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって太田彩子氏が4年、大門あゆみ氏が1年となります。



5. 当社は、太田彩子氏及び大門あゆみ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
7. 当社は、太田彩子氏及び大門あゆみ氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役候補者及び監査役のスキル・マトリックス

|     | 氏名                         | 年齢 | 在任年数 | 特に期待する経験・知見 |       |         |         |           |              |              |
|-----|----------------------------|----|------|-------------|-------|---------|---------|-----------|--------------|--------------|
|     |                            |    |      | 経営          | 財務・会計 | IT・デジタル | 人事・人材育成 | グローバル・SCM | サステナビリティ・ESG | 法務・リスクマネジメント |
| 取締役 | 湖中 謙介                      | 62 | 31   | ●           | ●     |         | ●       |           |              | ●            |
|     | 古屋 幸二                      | 53 | 2    | ●           |       | ●       |         | ●         |              |              |
|     | 中川 和幸                      | 50 | 3    |             |       | ●       |         | ●         | ●            |              |
|     | 湖中 龍介                      | 46 | 2    |             | ●     | ●       |         |           |              |              |
|     | <small>社外</small><br>太田 彩子 | 47 | 4    | ●           |       |         | ●       |           | ●            |              |
|     | <small>社外</small><br>大門あゆみ | 39 | 1    |             |       |         |         |           |              | ●            |
| 監査役 | 湖中 博達                      | 58 | 10   |             |       |         |         |           |              | ●            |
|     | <small>社外</small><br>森田 洋一 | 71 | 6    |             |       |         |         |           |              | ●            |
|     | <small>社外</small><br>前田 隆夫 | 66 | 2    |             | ●     |         |         |           |              | ●            |

(注) 上記は特に期待する領域を示しているものであり、各対象者が有する知見や経験の全てを表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年12月15日開催の第33期定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年140千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と各対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に

についての決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当

株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

**【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針**

本議案が承認されることを条件に、以下のとおり変更することを2022年11月14日開催の取締役会にて決議しております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬については、個々の取締役の報酬の決定に際して、企業価値の長期的、持続的な向上を目的に、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、予め定められた基本報酬のみを支払うこととする。

(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、業績、貢献度等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮

しながら、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決定するものとする。

- (3) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限の解除を退任時とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する譲渡制限付株式の個数は、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

- (4) 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模及び従業員数、関連する業種・業態に属する企業等を参考とした水準を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会における報酬総額の決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定である。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である仁智監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会が監査法人ウィズを会計監査人候補者とした理由は、新たな視点での会計監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制を有していると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年9月30日現在)

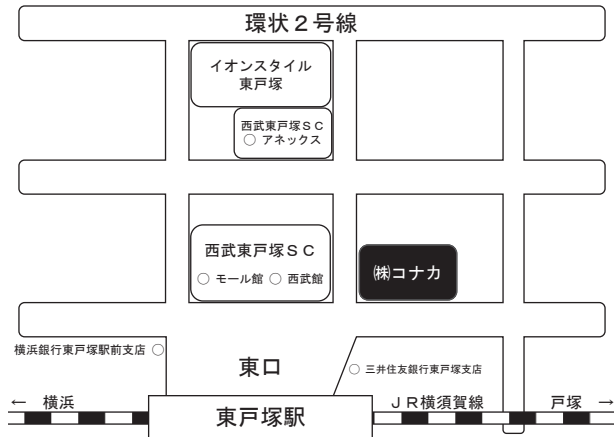
|        |                                |            |           |
|--------|--------------------------------|------------|-----------|
| 名 称    | 監査法人ウィズ                        |            |           |
| 事務所所在地 | 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 ARCO TOWER 7階 |            |           |
| 沿革     | 2022年1月 監査法人ウィズ設立              |            |           |
| 概 要    | 出資金                            | 1,500,000円 |           |
|        | 構成人数                           | 社員（公認会計士）  | 5名        |
|        |                                | 職員（公認会計士）  | 2名（非常勤含む） |
|        |                                | その他の職員     | 1名        |
|        | 関与会社                           |            | 1社        |

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2  
当社本店 5階 会議室

交通のご案内 JR横須賀線 東戸塚駅下車東口 徒歩3分



## 【お願い】

新型コロナウイルスの感染再拡大を防止するため、議決権は書面又はインターネット等により行使することをご検討ください。感染予防の観点から、当日は会場に隣接するロビーでの茶菓のご提供を中止させていただきます。

なお、ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。